

自転車通学のルールとマナー

1. 施錠と駐輪場所

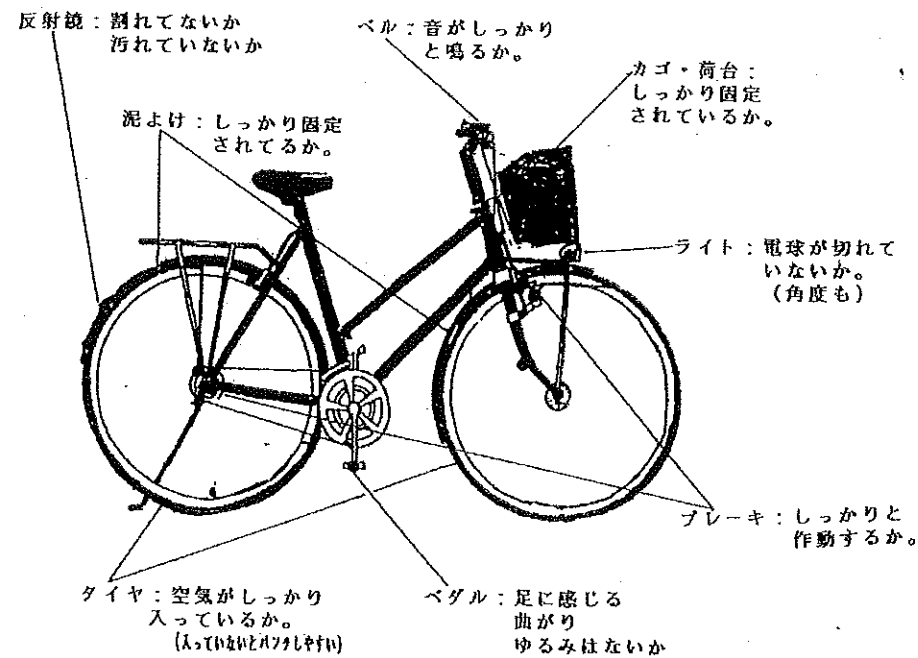
- ・校内の自転車置場からの盗難は激減しましたが、車両間違え等を防ぐ意味からも自転車には必ず施錠をすること。
- ・校内では駐輪場所を守り、雑然とならないように登校してきた順に奥の方からきちんと並べて置くこと。最寄りの駅までの場合も必ず決められた場所に自転車を置くこと。

自転車の防犯登録

自転車は必ず防犯登録をしてください。自転車の防犯登録は義務づけられています。

- 〈登録手続き〉 自転車販売店に頼むと登録ができます。
- 〈登録の仕組み〉 車体に「防犯登録証」が貼られ、登録番号や持ち主などが警察のコンピューターに登録されます。
- 〈登録効果〉 盗難・紛失などの場合は発見が容易になります。
(登録番号がわからなくなっても、交番で調べることができます。)

2. 自転車の安全点検



3. 交通ルールについて

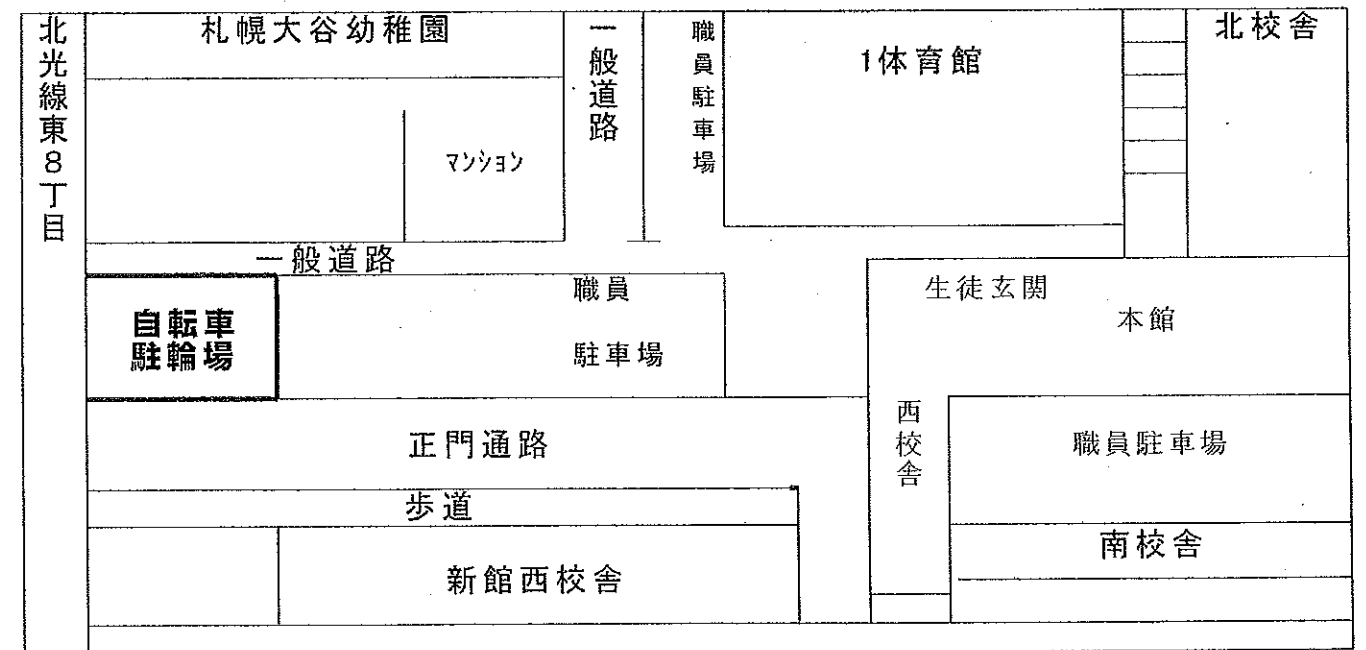
自転車も道路交通法では「軽車両」と言って「車両」の仲間です。東区だけでも、毎年200件前後の自転車に乗っている交通事故が起きています。そのうちの約4割は、自転車利用者にも原因があるといわれています。以下のルールは特に守ってください。また、改正道路交通法の施行により平成27年6月1日から危険行為を2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務になっています。

- ① 自転車は「車道の左側端」を、歩道では車道寄り部分を走行する。
※歩道は歩行者優先。歩道でのハイスピード通行は禁止（道交法63条）
※縦1列で走行すること（道交法19条）
※歩行者の通行を妨げる時は一時停止
※車道の右側通行禁止（道交法17条）

- ② 二人乗りはしない。
※荷物をハンドルにぶら下げての運転も危険です。ディバック等を背負うか備え付けのカゴを利用すること。（道交法57条）
- ③ 夜間はライトをつける。
※無灯火の自転車は車から大変見えにくく危険です。クラブ等で帰宅が遅くなった場合は、ライトを必ずつけること。（道交法52条）車体後ろの反射鏡もいつもきれいにしておくこと。
- ④ 一時停止を心掛ける
※標識のある場所ではもちろん、駐車場前や塀のあるT字路などでも一旦停車し、安全確認をすること。（道交法43条）
- ⑤ 信号交差点でも安全確認を！
※青信号交差点を渡るときも、一時停止や徐行をし、周囲の車の動きを確認すること。左折・右折の車に注意
- ⑥ 急な進路変更はしない。
※交差点付近で渋滞中の車をぬっての走行は絶対にしないこと。斜め横断禁止！
- ⑦ 傘さし運転や運転しながらの携帯電話の利用はしないこと。
※片手運転の禁止（道交法71条）
- ⑧ ヘッドホーン・イヤホーン（音楽機器）をつけての走行はしないこと。
※ヘッドホーンで音楽などを聴きながらの走行は外部の音が聞こえないため、様々な危険の察知ができません。

交通ルールを守り、命は自分で守ろう！

2020年度 5月 自転車通学 自転車置き場について



- ・自転車駐輪場内に各学年の場所を決めてあります。自分の学年の位置に駐輪すること。
- ・停車はきちんとマナーを守って駐輪しましょう。
- ・学校に駐輪する自転車は必ずスタンド付のものとしします。（自立できる自転車）

公共交通機関利用時のマナー

エスカレーターは立ち止まって利用

エスカレーターは、ステップの高さが階段より高いことや2人乗りエスカレーターの幅は2人が立って利用できるギリギリの幅となっており、歩く構造で作られていません。

エスカレーターを歩くことによる事故が、札幌市営地下鉄の駅で年間約30件（平成30年度参考）発生しております。

お客様同士の接触事故や振動による緊急停止で転倒する事故などが発生し、自分だけではなく重大な加害事故に繋がる恐れがあります。

エスカレーターをご利用されるお客様の中には、怪我など様々な理由により右手でしか手すりを掴めない方もおり、また、高齢者の転倒事故が増えている現状からも、皆様に安全に利用していただくため、エスカレーターは歩かずに、黄色い線の内側で手すりにつかまり、左右ともに立ち止まってご利用ください。

ながら歩き禁止

スマートフォンや携帯電話を見ながらの「ながら歩き」は、周囲への注意力が散漫になり、ホームからの転落や階段、エスカレーターでの転倒、また、他の人との接触事故など、自分だけではなく重大な加害事故に繋がる恐れがあるほか、駅構内の混雑にもつながりますのでおやめください。

車内での荷物（リュック）は手に持って

リュックや鞆などを背負ったまま乗車すると、振り向いたときに人にぶつかったり、通路が塞がり通行の支障になることで乗降に時間が掛かり、列車遅延の原因となります。

荷物を持つ際は、前に抱えたり、足もとに置くなど、他の人に迷惑が掛からないよう持ちましょう。

乗降がスムーズに行なえるよう、乗降口付近に立ち止まらない

ドア付近に立って動かないと、乗降の際の妨げとなり、列車遅延の原因となります。

乗車されましたらドア付近に立ち止まらず、車内中ほどまでお進みください。

また、混雑時など入口付近から動けない場合は、一度降りて、お客様の降車が終了後、再度乗車するなどの配慮をしましょう。

多くのお客様が座れるよう、座席を詰める

荷物を座席に置いたり、間を空けて座ったり、詰めて座るとまだ座れる状況が多く見ら

れます。一人でも多く座れるよう、座席は詰めて座りましょう。

また、足を投げ出したり組んで座ると、隣に座っている人の着用品等が汚れたり、通路が狭くなりますので、おひざ送りをお願いいたします。

駆け込み乗車禁止

駆け込み乗車は、ドアに挟まったり、他の人との接触事故など、自分だけではなく重大な加害事故に繋がる恐れがあります。

また、発車時刻になってもドアを閉められず、列車遅延の原因となります。

発車ブザーが鳴ったら、無理な乗車はせず、次の電車を利用しましょう。

4列整列（地下鉄）

乗車口に整列しないと列が長くなったり、ホーム上で歩く場所がなくなり、通行の支障となってしまいます。

ホームで地下鉄を待つ際は、入口付近を空けて、左右2列ずつ4列に並んで待ちましょう。

イヤホンからの音漏れ防止

イヤホンからの音漏れは、周りの人には大変不快な音となります。

自分では気付かない場合もありますが、遮音性の高いイヤホンの使用やボリュームをおさえましょう。

乗車中は手すりや吊り革につかまる

事故防止のため急停車する場合がありますので、お立ちの際は手すりや吊り革につかまりましょう。

女性と子どもの安心車両

南北線と東西線において、平日の始発から午前9時00分までの間、一部の車両を「女性と子どもの安心車両」として運行しております。

皆様が安心してご乗車いただけるようご協力をお願いいたします。

車内座席の利用について

地下鉄車内には「お年寄りや身体の不自由な方」「乳幼児をお連れの方」「妊娠されている方」「内部障がいをお持ちの方」「ヘルプマークを所持している方」を対象とした「専用席」がありますが、数に限りがあります。座席を必要としている方がいらっしゃいましたら、可能な範囲でお譲りいただきますようお願いいたします。